

議案第 3 2 号

七飯町介護保険条例の一部改正について

七飯町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 6 日提出

七飯町長 杉 原 太

七飯町介護保険条例の一部を改正する条例

七飯町介護保険条例（平成 1 2 年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 9 条中「保険料（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの間の）」を「令和 4 年度分の保険料（令和 5 年 4 月 1 日から同年 9 月 3 0 日までの間に）」に、「（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）」を「が到来するものに限る。」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の七飯町介護保険条例附則第 9 条の規定による保険料の減免は、令和 5 年 4 月 1 日から適用し、この条例による改正前の七飯町介護保険条例附則第 9 条の規定による保険料の減免は、なお従前の例による。